

2000年代の山形県における全通労働運動(7・完)

岩 本 由 輝

I. 全通労働組合同規約の全面改正と全通山形地区 (以上, 第169号)

II. 組織機構の改革と全通山形地区 (以上, 第170号)

III. 郵政民営化の再燃と全通山形地区

1. ~6. (以上, 第171号)

7. ~12. (以上, 第172号)

IV. 郵政関連4法案の審議と全通山形 (以上, 第173号)

V. 日本郵政公社の発足と全通山形 (以上, 第174号)

VI. 日本郵政公社労働組合 (JPU) の発足とJPU山形

1. 日本郵政公社労働組合 (JPU) の発足

2. JPUの2004~2005年度運動方針

3. 第5回JPU山形県連絡協議会

4. 2004年度 JPU東北地本活動方針

5. 全通東北地本規約のJPU東北地本規約への改正

〔余話1〕 小泉又次郎と小泉純一郎

〔余話2〕 全通の「通」の由来とその推移 (以上, 本号)

VI. 日本郵政労働組合 (JPU) の発足とJPU山形

1. JPU労働組合の発足

2004年6月23日から25日間にかけての3日間、北海道旭川市の旭川市民文化会館において全通第59回定期全国大会がこの日から施行された日本郵政公社労働組合 (JPU) 規約にもとづき、JPU第59回定期全国大会として開催される。挨拶に立ったJPU中央執行委員長石川正幸は、

(前 略)

第59回定期全国大会にご参集をいただきました代議員をはじめ構成員の皆さん、大変御苦勞様です。また、大会の受け入れにご協力をいただきました地元北海道地本の皆様に心から感謝を申し上げます。

さらに、ご多忙の中、激励に駆けつけていただきました、連合笹森^(清)会長、各政党代表の皆様、日本郵政公社生田^(正治)総裁、総務省松井^(清)総務審議官、そして国会議員団の皆様をはじめ多くのご来賓の皆様^(清)に厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、「日本郵政公社労働組合 (略称: JPU)」が、本日をもってスタートいたしました。第

59回を数えるこの大会は、JPUにとって結成大会ともいえる記念すべき大会でもあります。これまで全通の歴史を刻み、全通運動を築き支えていただいた諸先輩の皆様、そして、現在、最前線に立って運動を実践している役員・組合員の皆さんがここに集い、この瞬間を迎えることができました。広大で自然豊かな北の大地をキャンパスに大会構成員全体で確かな未来を創り上げていただきますよう、まず冒頭に要請するしだいであります。

JPUの船出となる第59回定期全国大会にあたり、概ね3点の課題を中心に中央執行委員会を代表してごあいさつを申し上げます。

まず最初に、とりまく情勢と政治課題について申し上げます。

社会経済情勢は、企業の業績回復や失業率の若干の好転によって景気回復への期待が高まっています。しかし、これらの企業の業績を支えているのは、中国経済をはじめとした好調な海外需要と、企業自らの厳しいリストラ効果によるもので、生活者の消費拡大や雇用環境の改善は依然として不透明な状況にあります。

もう一つの特徴は、企業の自助努力によって業績回復を実現していることであります。政府は、不良債権処理の進展や規制改革を中心とした構造改革が、最近の株価上昇や企業の再生、失業率の低下につながったなど、その成果を自賛していますが、現実には財政出動なき景気回復ともいわれるように、政府の金融政策や経済政策がほとんど機能していない現状にあります。

(純一郎)
小泉内閣が掲げてきた構造改革は、看板の掛け替えに終わった道路公団改革をはじめ、不透明な丸投げと妥協に終始し、国民不在の政治決着を繰り返してきました。先に発表された政府の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」も、規制緩和と民間開放、そして、地方の自立を柱として組み立てられており、国の責任を放棄した内容となっています。

とりわけ年金制度改革にあっては、政府の年金法案に対して国民の7割が反対していたにも関わらず、衆参両院ともに一方的に審議を打ち切り、政府与党による強行採決という暴挙に至りました。もはや民主的な国会運営は崩壊したといわざるを得ません。

国会審議の過程では、14年間にわたる国民の大幅な負担増と給付削減に加え、多くの国会議員の保険料未納問題、さらには年金保険料によるずさんな施設建設や事務経費への転用問題が明らかにされるなど、年金そのものへの不信感のみならず、政治不信に拍車をかける不祥事が国会を舞台に発生したわけであります。

このように小泉内閣が唱えてきた構造改革は、抜本改革の先送り、丸投げに終始し、一方で国民の負担増を強いるという、まやかしの何ものでもありません。むしろ小泉改革がもたらしたものは、地域間格差の拡大と地方切り捨て、企業間格差と所得格差の拡大であり、勝ち組と負け組の選り分けでしかありません。

また、外交の分野では、イラクへの自衛隊派遣を強行したばかりか、国会審議もないまま、新たな国連安保理決議に基づき、多国籍軍への自衛隊参加を表明するなど、断じて許されない小泉パフォーマンスを強行しました。従来、政府の見解は、「多国籍軍への参加は憲法上許されない」というものであり、参加の表明は独断で安全保障政策をなし崩し的に転換しようとする

るものです。国の責任者の行動としては、断じて許されるものではありません。イラクの現状は、今なお事実上の戦闘状態にあります。イラク特措法の前提条件さえ満たしていない現在の自衛隊派遣を即時中止し、イラク国民自らの復興に向け、人道支援に徹するよう強く求めるものであります。

小泉政策の基本は、小さな政府論に基づく市場万能主義にあります。昨年10月に発足した公務労協は、「官」から「民」を主張する小泉政策に対し、良質な公務・公共サービスを確保・提供する観点から、中期的な改革対象を軸とした公務の大産別運動をスタートさせたところで、この国のあり方を政策として対置し、現実在即した改革の実現に向け、その中心的な役割を担っていくこととなりますが、JPUとしても積極的に公務労協の運動に参加することといたします。

二つ目の課題として民営化問題について申し上げます。

小泉首相が議長を務める経済財政諮問会議は、4月26日、郵政事業を2007年に民営化し、5年から10年程度の移行期間を設け、最終的な姿を実現するとして「郵政民営化に関する論点整理(中間報告)」を発表しました。さらに、今後、「国民との対話を通じて幅広い意見を集約しつつ、民営化後の具体的なビジネスモデルや組織のあり方などについて、本年秋頃を目途に最終報告をまとめる」としています。すでに、ここ旭川市をかわきりに、さいたま市、名古屋市でタウンミーティングが開催され、国民との対話が形づくられようとしています。

小泉首相は、郵政民営化を改革の本丸として憚りませんが、民営化によって国民生活が向上し、国全体の幸せにつながると期待を寄せる人がどれだけ存在するでしょうか。「誰のために」、「何のための」民営化なのかといった目的や理念が示されないまま、民営化ありきの議論が先行する政治手法には憤りを禁じ得ません。私たちは、こうした無責任な政治手法にくみすることなく、公社の経営改革を進め、健全な経営基盤の確立を何よりも優先すべきであり、国民生活にとって不可欠な郵政サービスをさらに充実させることが重要であると考えています。

また、中間報告は、郵便局ネットワークの活用、公社職員の雇用への配慮、収益力のあるビジネスモデルの構築、ユニバーサルサービスの提供など、「明るい民営化」を強調したものとなっています。ビジネスモデルの具体的な姿や、組織のあり方などの重要課題を最終報告に先送りした背景には、民営化の矛盾点が表面化することを避けたものと推察しています。民営化を美化し、既成事実を積み上げようとする小泉政策には強く異を唱えるものであります。

民営化問題への対応にあたっては、本年4月10日、全日本郵政労働組合との間で、「郵政事業に関する労組政策協議会」を設置いたしました。これまで中間報告に対する見解や共同記者会見の開催、さらには民主党ヒアリングや自民党特命委員会への対応を共同で行うなど、精力的なとりくみを進めてきています。今後は、郵政事業に関する政策づくりをはじめ、民営化問題に対する様々な行動を企画・実践するなど、労組政策協議会の機能確立に万全を期すことといたします。

郵政事業の民営化は、私たちの雇用問題だけではありません。創業以来、国民生活に溶け込

んだ「あたりまえ」の生活インフラをどうするかの問題です。つまり民営化問題への対応は、従来の労働組合の価値観では成し得ない闘いであることを肝に銘じ、今後の運動を組み立てることといたします。

また、民営化問題そのものへの対応としてとりくんでまいりました参議院選挙は、7月11日の投票日まで残り僅かとなりました。小泉政権の継続を許さない意思表示と併せ、郵政民営化反対の意思表示として、比例代表の「内藤正光」候補、「小林正夫」候補、そして、選挙区推薦候補の必勝に全力をあげていただきますようお願いいたします。

三つ目に、公社経営とその評価について考え方を申し上げます。

公社が誕生して1年あまりが経過しました。5月25日に発表された2003年度決算概要では、三事業ともに黒字基調を示し、特に郵便事業は、当初見込みを大幅に上回り、263億円の当期利益を計上しています。

公社初年度のとりくみにおいては、行政型から経営型組織への転換をめざした新経営陣の経営努力は高く評価できると考えています。最近では、コンビニエンスストアとの本格提携を開始する動きや、国際事業の第一歩として中国との物流提携など、経営の多角化にも積極的にとりくんでいます。

しかし、種々な課題を内包していることも事実です。郵便事業の当期利益も、人件費をはじめとした経費節減、そして、職場の懸命な生産性向上によって約700億円にのぼる収入不足を補ったものと見なければなりません。収益力を拡大するための営業要員の配置と機能強化、物流に対応したオペレーション基盤の確立、新たなサービス開発への積極的な投資など、トータルとしてのアクションプラン達成が求められており、今後さらに「改革協議会」などを通じ、労組の共同作業として創りあげていくことといたします。

経費節減をめぐっては、輸送部門の「契約と運賃」問題として、関係組合員の雇用と労働条件に多大な影響を与えてきました。さらに、鹿児島通送の会社解散問題では、組合員29名全員の解雇に直面し、現在、第三者機関での解決に向け、全力をあげています。輸送問題は、今が厳しさの極みであり、これを何としても乗り越え、郵便輸送の基本政策実現に全力をあげることにいたします。

また、意識と文化の改革も公社経営にとって重要な課題です。私たちは、公社発足以来、民間的な経営手法を可能とするため、行政型の意識と文化の改革を労使双方に求めてまいりました。これまで本社・支社の組織改革が先行してきましたが、公社のフロントラインである郵便局改革を成し遂げてこそ、意識と文化の改革が機能するものと考えています。もちろんお客様サービスの最前線であることを念頭に、慎重な検討が求められますが、従来の行政型の枠組みや組織運営の二軸化など、見直すべきは大胆に改革すべきと考えています。

公社の経営基盤確立と事業財政の健全化は、経営形態議論の如何に関わらず、私たちの雇用に直結する最優先の経営課題であります。同時に、複合型労働力構成の進展に伴うワークルールの確立や、公社の業績と処遇のあり方を検討しつつ、働く喜びの持てる公社改革にとりくむ

ことといたします。

さて、冒頭申し上げましたように、本日をもってJPUの幕あけとなります。

第58回臨時全国大会で決定された組織と財政改革は、あくまでJPUの枠組みでしかありません。この新たな枠組みにどう新風を注ぎ、「未来づくり宣言」をどう描くかにかかっています。何かを「変える」のではなく、「生まれ変わる」気概をもって、そして、自信と確信をもってJPU運動の創造にチャレンジしようではありませんか。

私たちの未来づくり宣言は、組合員や組織の現状を冷静に見つめ、公社時代の郵政労働運動の構築と広範な郵政関係労働者の結集を実現するため、その視点と方向性を示したものです。基本理念の「ピープル・ファースト」は、国際組織「UNI」の全世界的なメインスローガンでもあります。組合員一人ひとりに視点をあて、組合員一人ひとりを大切にする、労働組合としての基本動作を見つめ直そうという意味が込められています。役員だけの運動に終わっていないか、情報は伝わっているか、組合員の悩みに応えているかなど、組合員を主役にした運動と組織運営を実現することが重要だと考えております。

この間、各機関に設置した「未来づくり検討委員会」で温めてきた議論を、大会以降全機関で実践モードに入っていただくよう要請いたします。

最後に繰り返し申し上げます。昨年4月に公社が発足し、そして、本日、JPUが誕生しましたが、郵政事業にとっても、JPUにとっても、かつてない正念場を迎えることとなります。この秋に示される最終報告、そして、来年の通常国会には、民営化法案が提案され、国会審議が開始される運びとなります。具体的な対応につきましては、全日本郵政労働組合との間に設置しました「労組政策協議会」の場で、誤りのない判断と運動の組み立て、そして、政策づくりにとりくむこととしますが、舞台は国会・政治の場に移ります。郵政事業に携わる全組合員の意志として、参議院選挙に万全を期すようお願いし、中央執行委員会を代表してのごあいさつといたします。

と述べている

2. JPUの2004～2005年度運動方針

ついで2004～2005年度のJPU運動方針の審議に入り、

◎ プロローグ

“ピープル・ファースト”，それは労働組合の原点。組合員の働く喜びと生きる力を創造し、一人ひとりの自己実現をサポートすることです。

第58回臨時大会は、日本郵政公社労働組合・JPUへの名称変更とトータルの組織改革を決定し、新たな労働組合像の確立をめざした「私たちの未来づくり宣言」を提起しました。

2004年6月23日。私たちは、JPUの第一歩を刻む歴史的な瞬間を迎え、名実ともに「公社時代における郵政労働運動」を構築するスタートラインに立っています。私たちがめざすJPU運動は、21世紀の新たな労働運動づくりであり、次代をリードする役割を積極的に担っ

ていくこととします。

全国の各機関、そして、組合員一人ひとりが、新時代へのチャレンジを決意し、今ここに私たちの未来づくりを宣言します。

I マニフェスト（宣言）

- 1 JPUは、公社時代における郵政労働運動の構築と組織・財政の改革を实践し、広範な郵政関係労働者の結集をめざします。公社時代の郵政労働運動は、全機関における「未来づくり宣言」の創造の具体化によってビジョン21のステップアップをめざします。
- 2 JPUは、21世紀の少子高齢社会の中で、社会経済システムのインフラ機能を果たしている郵政事業の発展と雇用確保に全力をあげ、政策を基軸に持続的な公社経営の確立を求めます。
- 3 JPUは、政策立案機能を強化し、公社の経営基盤強化を基本とした「公社改革」を進めます。また、ワークルールや公社時代にふさわしい処置の確立等、組合員一人ひとりの働く喜びを創造します。

II 私たちの未来づくり宣言

1 基本理念

ピープル・ファースト

あなたが人間として生き、働き、暮らすためにJPUは常に良きサポーターであり続けます。

2 私たちの使命（3つのミッション）

「働く力」の創造

私たちは労働者です。私たちは、生涯を通じて誇りと希望を持って働くことのできる環境、一人ひとりが自己表現できるよう「働く力」を創造します。

「事業の力」の創造

私たちは郵政事業に携わる事業者です。私たちは、企業性と公共性とを両立させながら、お客様と地域社会に貢献できる「事業の力」を創造します。

「社会の力」の創造

私たちは地球・地域に生きる社会人です。私たちは労働組合としての社会的責任・役割を認識し、「社会の力」を創造します。

3 「7つの活動分野」

(1) 自分づくり

一人ひとりの「自分発見」とライフプランサポート

(2) 仲間づくり

働く者の共助と連帯によるユニオンパワーの形成

(3) 生活づくり

安心して暮らせる総合的なセーフティネットの構築

- (4) ワークルールづくり
働きがいのある労働環境, ワークルールの確立
- (5) 事業づくり
持続可能な経営基盤の確立と高品質な郵政サービスの提供
- (6) 地域づくり
人権, 福祉, 教育が大切にされる地域コミュニティの形成
- (7) 地球づくり
自然環境との共生と平和な国際社会づくりへの協働

4 「7つの組織運営指針」

- (1) 組合員を主役にした運動と組織運営
- (2) 多様な価値観を相互に尊重し合う組織風土の構築
- (3) 単一組織と全国ネットワークの長所を最大限に活用
- (4) 各機関の役割・責任の明確化と政策立案機能の強化
- (5) 現場の知恵と経験を最大限活かせる支部機能の確立
- (6) 双方向でダイレクトな情報交流システムの構築
- (7) 次代を担う人材育成と組合員へ自立支援

Ⅲ 主要課題のとりくみ

1 事業の維持・発展と雇用を守るとりくみ

- (1) 公社の経営基盤確立
- (2) 雇用確保から雇用創出へ
- (3) アクションプラン達成は労使の共通認識
- (4) 雇用確保の視点から公社との議論をさらに継続・深化
- (5) 必要性を見極めつつ, 期間・局所を限定した試行の実施

2 働きがいのある職場をめざして

- (1) 人事制度改革
- (2) 苦情処理への対応
- (3) 不払い残業の撲滅
- (4) 総合的労働条件の改善
- (5) 共済組合の給与制度改革および非常勤給与制度改革
- (6) 加入者福祉事業のとりくみ
- (7) コミルール見直しへの対応
- (8) 総労働力管理

3 協約改正等を要する交渉課題

- (1) 退職時加算昇給
- (2) 寒冷地手当

- (3) その他の交渉項目
- (4) 不利益を伴わない協約改正の取扱

4 福祉活動のとりくみ

- (1) 共済活動の強化
- (2) 共済事業部・ゆうサポートのとりくみ
 - ① 年金共済
 - ② 医療共済
 - ③ AFLACガン保険
- (3) 退職者総合共済制度の見直し

5 輸送部門のとりくみ

- (1) 日通部門のとりくみ

運賃引き下げに対応する効率化施策についての会社提示に対し、組合の基本的立場を本大会で確認し、これに基づき交渉を展開します。この妥結判断については中央本部に一任としますが、具体的な内容が示されていない「新賃金規程・新退職金規程の制定」については、その考え方を会社から早期に引き出し、職場討議と交渉を最大限展開しつつ、明年の中央委員会に具体案を提起することとします。

賃金問題を除く他の課題についても労働協約の変更を要することから、これに関する協約等の改正については妥結した内容によることとし、別途周知することとします。

- (2) 郵便輸送部門のとりくみ

本年とりくんだ効率化施策による組合員への影響は、大幅な労働条件の変更に伴い、また多くの希望退職者を出す等、これまで経験したことのないほど厳しいものとなってしまいました。

今後の課題は、現状の労働条件と組織の整備にあり、平成18年度以降を見据えた条件整備にとりくむこととしています。

6 日本郵政公社労働組合規程、規則の改正

ということを決めている。そして、日本郵政公社労働組合規約の第24条と別表第4が組織・財政の改革にもとづく特別会計の名称変更にかかるものとして、

第2節 中央委員会

(地位および権限)

第24条 中央委員会は全国大会に次ぐ議決機関とする

2 次に掲げる事項は、中央委員会の議決により決定することができる。なお、中央委員会の決定は全国大会に反することはできない。

- (1) 運動方針に基づくとりくみ
- (2) 労働協約に関する事項
- (3) 特別会計支出の組織活性化支援積立金および福祉基金に係る支出に関する事項

- (4) 臨時組合費の徴収
 (5) その他全国大会から委託された事項

別表第4 部門別組合費の内訳

区 別 部門別	一般会計 算出基準	特別会計	
		特別組織 対策積立金	ゆう愛 積立金

のように改正されている。

また、本年度は役員改選の年であったが、中央執行委員長石川正幸と副中央執行委員長金子誠一が退任し、書記長菰田義憲は中央執行委員長に立候補している。そして、全通山形県連協酒田地方支部出身の総務部長吉村徳雄が退任している。なお、役員改選では各ポストとも対立候補がなかったもので、四役には立候補した、

中央執行委員長 菰田 義憲 (近畿・西大阪)
 副中央執行委員長 本庄 吉幸 (東京・すみだ川)
 書 記 長 難波 奨二 (中国・倉敷)
 財 政 部 長 小俣 利通 (関東・熊谷地方)

のいずれもが信任されている。

さらに、大会は、

小泉内閣の郵政民営化政策に反対する特別決議

私たちが日本郵政公社労働組合として新たな第一歩を踏み出したこの記念すべき全国大会は、第20回参議院選挙の最中に開催された。

今次参議院選挙は小泉構造改革路線の是非を問い、日本に本格的な二大政党時代を築くことが出来るかどうかの極めて重要な選択であるとともに、私たち郵政事業に働くものにとっては、事業の将来がかかった特別な意味合いを持つ選挙である。

(純一郎)
 小泉首相は、自ら議長を務める経済財政諮問会議でこの秋に最終的な郵政民営化プランをとりまとめ、明年の通常国会には民営化法案を提出し、2007年4月から段階的に民営化を実施するとしている。私たちは「何故いま民営化なのか」、「誰のための民営化なのか」という国民・利用者の素直な疑問に何ら答えることなく、更に与党との合意形成もないまま、強引に民営化政策を推し進めようとする小泉首相の政治姿勢に改めて強い怒りを感じる。

私たちは、長年にわたる国民的議論の上に結論を得た「日本郵政公社」の趣旨に則って、これまで懸命に経営努力を重ね、不十分さは残るとしても公社改革1年目の着実な成果を挙げて

きたと確信する、この「真っ向サービス」精神を支えているのは、お客様や地域の信頼に応え、国民生活に安心・安全のセーフティネットを提供していこうとする「公共」の使命感である。また、マスコミの世論調査（時事通信社3月実施）でも国民の7割を超える人々は民営化に慎重姿勢を示している。

私たちは、公社化に至るこれまでの経緯と国民の意思を踏みにじり、郵便局ネットワークを崩壊に導こうとする「民営化ありき」の政策に反対する。そのためにも今次参議院選挙では、小泉内閣に対して明確に「ノー」を突きつけ、さらにそのたたかいを秋の最終報告に向けた取り組みに繋げていこう。

郵便局の存在は、まさに日本という「この国のかたち」そのものであり、社会システムの中核を成すものである。私たちは第59回全国大会の総意として、小泉内閣の民営化政策に反対し、将来にわたって郵政事業を持続発展させていくことを誓い合い、ここに特別決議とする。

2004年6月25日

日本郵政公社労働組合第59回定期全国大会

という文言の特別決議と、

アピール

旭川の雄大な大自然と、大雪山系からの清々しい風に包まれ開催された第59回定期全国大会は、日本郵政公社労働組合の誕生を宣言した。

公社発足から1年。

組合員一人ひとりが新たな決意をもって、意識と行動の改革にチャレンジし、常に質の高いサービスの提供と、公社の健全経営に最善の努力を注いできた。

しかし、その一方で政府は、理念なき郵政民営化を唱えている。私たちの使命は、国民生活に不可欠な郵便局ネットワークの維持・発展であり、「郵政事業に関する労組政策協議会」を基軸に、民営化ありきの小泉政策に反対する運動を発展していく。

また政府は、年金改悪法案の強行採決、多国籍軍への自衛隊参加表明等、平和と民主主義を脅かす国会運営を強行している。

第20回参議院選挙は、このような政治手法を許さず、政権交代の実現、そして、民営化に反対する意思表示として、比例区推薦候補「内藤政光・小林正夫」両候補と、すべての選挙区推薦候補の必勝に全力を挙げる。

私たちは、21世紀社会の“People First”を築く。人にやさしく、人として「生きがい」、「働きがい」のある社会の構築と、働く喜びの創造をめざし、未来づくり宣言を実践していく。組合員の英知を結集し、希望に満ちた道を歩もう。

今、新たな時代への旅立ちがはじまる。

2004年6月25日

日本郵政公社労働組合第59回定期全国大会

という文言のアピールを発している。

3. 第5回JPU山形県連絡協議会

7月3日、天童市の天童ホテルにおいて第5回JPU山形県連絡協議会定期総会が開かれ、冒頭、挨拶に立った県連協議長小野寺広太は、

(前 略)

山形県連絡協議会第5回総会に、県内各支部より結集された総代員の皆さん大変ご苦勞様です。

また、公私共に大変ご多忙の中、今総会にご参加頂きましたご来賓の皆さんに対し、JPU山形を代表してあつく御礼申し上げます。大変ありがとうございます。

先ずは、新米議長である私を支えるべく、この一年間、各支部のご協力にあつく御礼申し上げます。

先ほど、JPU東北鈴木書記長(順一)から全通がJPUへと生まれ変わった意義や、そのめざすべき方向性、更には私たちを取り巻く環境等に関してご挨拶を頂きましたので、私からは、山形県連協議長の立場からなるべく重複しないように、3点に絞ってお話しをしたいと思います。

一点目は、「組織拡大」についてであります。

昨年の7月1日付け拡大実績以降、今年7月1日まで13ヶ月連続拡大実績を果すことが出来ました。

更には、議案書にも記載されていますが、全ての支部において拡大実績を上げることが出来ました。

組織率の状況に関しては、6月1日現在の67.07% (昨年同月比0.055%増) となっています。

7月1日現在の組織状況は、6月末勸奨退職で17名の仲間の皆さんが職場を去った関係もあり、(ママ) % (昨年同月比0.(ママ) %) となっています。

「数は力」、「組織拡大は労働組合の基本動作」との認識が全支部であらためて図られ、失敗を恐れず、果敢に組織拡大行動を展開した成果と考えます。

この連続拡大及び全支部における拡大実情は、JPU東北の中でも山形のみであり、大きな自信につながるものと考えます。

一方、全通脱退者を3名出したこと、今年度の新規採用者が未だ完全結集に至っていないこと等の反省面もあります。

今総会で、「組織拡大」に関する各支部の具体的取組み成果と反省を出し合い、お互い学び合い、JPU山形としての更なる前進につながる討論を要請いたします。

二点目は、JPUへと移行したことに伴う2004年度山形県連協の運動のあり方について、私なりの思いをお話し致します。

運動の基本は、コミニティの改正が大きく影響する訳ですが、これまでの支部を基本とした運動から分会を基本とした運動に変化します。

支部は分会オルグを柱に、分会への調整が主たる運動へと変化する必要があります。

視点は、

- ・ 分会集会を短時間でも定期的開催させること。
- ・ コミルール改正に伴い、分会における労使関係が、労使双方が共有すべき6項目に沿って運用されているか。
- ・ あらゆるシステム、制度が大きく変化している情勢を分会・組合員に伝える体制が確立されているか。

逆に、組合員・分会の悩み、思いが支部に伝わる体制が確立されているか、の視点が重要と考えます。

更には、事業を生々発展させ、雇用を確保する視点から事業論を中心とした支部労使関係の醸成が求められています。

県連協に関しては、連協幹事及び青年部長を配置することが出来なくなり、議長と事務局長の2名体制となります。

従って2004年度からは、支部長会議を連協幹事会と位置づけながら運動を展開することになります。

組織・財政の一元化がスタートした今、1998年に各支部及び当時の地区本部が作成した「めざすべき進路」をあらためてひも解いてみました。

6年前のものであることから、今の時代に合わない記述もありますが、全通山形らしい運動とは、「集い・話し合い・決めたことは全員で実践する」とありました。

これこそが、全通山形のよいDNAであり、JPU山形に引き継ぐべきDNAであります。

今総会で、全通山形県連協としての一年間の運動に対するご意見と、JPU山形県連協としての進むべき方向性が見出せる議論をお願い致します。

次に、郵政民営化と参議院選挙についてであります。

経営諮問会議中間報告で2007年から、5年から10年の移行期間を設け、郵政民営化を実施すると国民に示しました。

その上で、参議院選挙で小泉自民党が51議席を確保すれば国民のコンセンサスを得られたと判断し、最終報告をへて来年の通常国会には「郵政民営化関連法案」が提出され、可決成立するルールが敷かれています。

言わば、参議院選挙が最後のチャンスと言えます。多くのことは述べませんが、国民のための郵政事業（三事業一体経営・全国ネットワーク・ユニバーサルサービスの確保）と自らの雇用確保を左右する選挙戦であります。

残された期間、一人でも多くの組合員に置かれている状況を説明し、一票でも多く「内藤正光」,「舟山康江」の票の拡大に向け、汗をかいて頂くことを要請いたします。

最後に、あらためて新米議長を支えて頂いた各支部に御礼を申し上げると共に、第55回地本大会であらためてJPU東北執行委員に立候補させて頂く予定となっており、気持ちを新たに汗をかく決意であり、各支部のご協力をお願い申し上げ、挨拶と致します。

と述べている。

このあと、組織拡大、事業セミナー・事業研究会、青年部、女性部、参院選、営業（ゆうパック制度・集荷スピード・管理者の姿勢）、交渉・コミルール改正、各支部の課題・今後の支部運動などをめぐって活発な議論が展開され、とくに営業関係の課題は地本大会に反映することを決定するとともに、簡保事業団支部と貯金支部の再編にともない受け入れ支部が暖かく迎え入れる体制をつくることを確認している。

さらに、本年度は役員改選の年ではなかったが、JPU県連協議長小野寺広太（鶴岡地方支部）と同事務局長逸見康裕（山形中央支部）を引き続きJPU東北地本執行委員に推薦することとしている。

ところで7月11日に投票が行われた参議院議員選挙では、民主党が50で、自由民主党の49を上まわり、以下、公明党11、日本共産党4、社会民主党が2で、無所属が5となっている。しかし、非改選議員と合わせると、自民党が過半数割れながら115、民主党82、公明党24、共産党9、社民党5、無所属7で、自公を合わせれば与党多数の状況は変わらなかった。なお、今回の選挙で比例区においてJPUが推薦した小林正夫は民主党の1位、内藤正光は民主党の4位で当選したが、山形地方区でJPU山形が推薦した民主党の舟山康江は、自民党の岸宏一に及ばず、次点となっている。

4 2004年度 JPU東北地本活動方針

7月13、14日の2日間、JPU東北地方本部第55回定期大会が青森県青森市の青森グランドホテルで開催される。開会の挨拶に立った東北地方執行委員長野中昭夫は、

（前略）

日本郵政公社労働組合（JPU）東北地方本部第55回定期大会に御参集頂きました代議員並びに傍聴者、そして、全ての大会構成員の皆さん大変御苦勞様です。

また、ご来賓の皆様方におかれましては、平日の御公務・御多用中にも係わらず、ご臨席を賜わり、誠にありがとうございます。JPU東北1万3千名組合員を代表し、衷心より厚く御礼申し上げます。また、地元準備委員会の青森県連協、青森支部の皆さん、大変お世話になります。

さて、全通東北から、新たな時代への掛け橋となる東北地方本部第55回定期大会にあたり、地方本部執行委員会を代表してご挨拶を申し上げます。

最初に、この半世紀、国内外の政治・経済・社会が激しい変化を遂げ、激動の中の全通運動でした。それは、時代を見据えた運動の切り替えも行って参りました。どんなに厳しくとも「支えあい・励まし合う仲間意識」、熱い議論を重ね「決定したら着実に実践する組織性と行動力」、そして、何よりも「雇用と労働条件をしっかりと守り貫く使命感」が大きな財産だったと思います。

先の旭川で開催した全国大会は、単なる名称の変更ではなく、全通のこれまでの財産はしっかりと受け継ぎ、公社時代における郵政労働運動の再構築を全体で確認・確立した全国大会でありました。

全通からJPU になっても単一組織には変わりありません。全国大会で決定された方針は、

当然にして下部組織である地方本部、支部に拘束力と執行義務があります。

この青森大会で、地方の良き伝統とJPU東北の独自性と創造性を全国大会決定方針に補強・補充し、付加価値を付けるJPU東北定期大会にして頂きますようにまず冒頭にお願ひ致します。

2点目は、民営化の動向についてであります。経営陣と労働組合は、28万職員の雇用責任があります。現場の郵便局で働いている一般組合員は経営権も政治力も持っておりません。言えることはただ一つ、どんなに苦しくても、じっと耐えて、汗水流して働きつづけてきた事だけは事実です。

民営化論が政争の具だろうが、^(純一郎)小泉総理の政治理念だろうが、関係ありません。関係ないだけでなく、いくら気を揉んでも、もがいても、どうする事もできないジレンマに陥っているのが、現在の現場組合員の心境・本音です。

しかし、ここで焦ってはいけません。これからの戦の舞台は、政治力の結集と国民利用者を味方につけることと、マスコミ世論対策であります。

労働組合も郵政事業の有用性のみを訴え、反対論だけぶち上げれば勝てるものではありません。多角経営を含めた対案を出していく必要があります。それには公社経営陣も、労働組合も、特定局長会も、部内・内部が大団結する必要があります。そして、反転攻勢の準備を着々と進めておく必要があります。下部機関はやれと言われればなんでもやります。

3点目は、事業経営と公社経営について申し上げます。2003年4月に公社が発足し、1年3ヵ月余りが経過しました。危惧をされていた郵政事業は当期利益263億円の黒字を計上しました。しかし、それは企業として市場競争で生み出した利益によるものではなく、人件費をはじめとしたコスト削減の効果であり、企業としての基本である増収によるものではないことをしっかり受け止めなければなりません。

三事業の収支決算と雇用・労働条件は表裏一体である以上、私達JPUは経営陣に対し常に健全経営を求め、建設的なチェック機能を強化してゆくという責任があります。

公社の経営基盤確立と事業財政の健全化は、経営形態論の如何にかかわらず、私たちの雇用に直結する最優先の経営課題であります。JPUとして政策提言による対応を強化し、雇用の創出に向けた取組み、基本的な課題である意識改革の強化も併せて、「自らの課題と位置付けた対応」が重要となります。

4点目は、全通東北が三段階機関運営になり、丸4年が経過しようとしております。諸先輩の皆さんは、東北は一つと言ってきましたが、現実には、「6つ・6色・6様」でした。それは、「全通運動の切り換えも・労使間関係のあり様も・事業の考え方も・仕事の心構えも・組織拡大の取組みも」、まさしく「みちのく」の秋の紅葉を眺めている感じでした。

あれから4年間、全通東北は大きく変革を遂げました。全通東北の基本戦略を「組合員と家族の幸せを守ること」に置き、春と秋の全東北統一オルグを実施し、更に今年度は、組合員の生の声を聞き、運動・交渉を活性化させる総対話オルグ実施をしてきたところです。そして、事業セミナー・事業研究会の実践を通して事業と雇用を守る運動を展開してきたところです。

この間、事業に対する意識改革と労働運動は着実に前進をし、事業を挟んだ労使関係から、経営を挟んだ労使関係へと前進をし、組織運動のバロメーターである組織拡大一つを取ってみても、2003年度新規採用者は196名—139名の加入、率で70.95%、全国第2位でした。2004年度は164名—130名の加入、79.35%で全国トップとなりました。

地方本部がしっかりと羅針盤となって方針を提起し、専従役員が先頭になってオルグをする。支部がそれをきちんと受け止め、実践してきたから、このような成果と結果が出たのであります。

まさしく、全通東北のメイン看板である仕事も労働運動も、「やるべき事はやる・言うべき事は言う」を組織の基本動作に、「皆で決めたことは・皆で守ろう・実践しよう」を合言葉に地本、支部が一体的に運動展開してきた証であります。

最後に、装いも新たにJPU東北の2004年度の運動コンセプトは、「未来への挑戦」であります。全通のよきDNAを引き継ぎ、労働運動も郵政事業も新たな視点に立って、生々発展し続けることであり、「雇用の確保と労働条件の向上・働き甲斐の創造」であります。その基本を支えるのが、「そこに働く労働者一人一人」であります。

この一年間、実際に取り組んできた各支部の運動の成果と総括を持ち寄って真に公社時代に対応できる明日へのJPU東北を築いて頂く定期大会にして頂きますようお願い申し上げます。執行委員長の挨拶とします。

と述べている。

ついで、JPU東北地本の2004年度活動方針の審議に入り、

〔はじめに〕

- (1) 全通東北は、「組合員と家族の幸せを守る」ことを基本戦略に掲げ、「総対話運動」、「事業セミナー・事業研究会」、「組織拡大」を軸にした運動を積み重ね、公社に対応できる全通東北を創り上げるための運動を展開してきました。
- (2) 同時に、公社に相応しい労働運動を創造するため、運動の選択と集中、組織・財政の改革、そして、全通信労働組合の名称も含めた改革を決定して取り組んできた一年であったといえます。
- (3) 1946年5月31日に結成された全通の運動は、「組合員による組合員のための運動」であり、労働条件向上と雇用確保の面で多くの功績を残してきました。
- (4) 全通58年の歴史を胸に、旭川市において開催される第59回定期全国大会で、日本郵政公社労働組合(JPU)として新たなスタートを切ります。

私たちは、今次定期大会を『JPU東北第55回定期大会』として開催します。

I 新たなスタート

1. JPU東北の指針

- (1) JPUの目的は、①広範な郵政関係労働者の結集体を作ること、②組合員のための改革を断行し、公社というキャンパスに新しい労働運動を築くこと、③運動の選択と集中を

実行することにより組合員の負担軽減と組合員サポート策の充実を図ること、にあります。

そして、交渉型の組織・運動スタイルから、事業政策を基軸とした運動に変化させ、事業の発展と持続的な雇用の確保を図ることにあります。

(2) 公社時代に相応しい労働運動の構築に向けた『私たちの未来づくり宣言』を実践し、JPUとしてのユニオン・アイデンティティを確立する取り組みに着手します。

(3) 日本郵政公社は、ユニバーサルサービスの提供はもちろん、企業会計原則の導入により、企業体としての資質と責任がこれまで以上に問われています。

JPU東北は、社会経済システムのインフラ機能を担っている郵政事業の発展と公社の健全経営を果たし、郵政職場の雇用確保に全力を挙げるものとします。

(4) 公社化以降、新たなサービス・商品の需要など、その多様化は加速度を増してきています。

JPU東北は、郵便局ネットワークの多面的活用、利用者ニーズへの適応等、トータルの事業改革を果たすため、支部との連帯強化のもと、政策立案機能を強化し、政策提言を前面に打ち出した支社対応を推し進めるものとします。

2. 組織改革をスピーディーに

(1) JPUの組織改革の特徴点は、公社経営に対応するための中央本部機能及び権限の強化と運動の「選択と集中」による組織・財政のスリム化になります。そのためには、地方本部執行体制の見直し（専従定数、県連協幹事会の廃止）、財政規模の縮小等、各級機関における組織整備を速やかに行うことが必要です。

(2) 地方本部は、地方交渉の見直しと組織指導体制の再整備を行うこととします。

(3) 県連協は、支部長会議を軸とした組織運営に切替えるとともに、オルグを基本とした組織指導を行うこととします。

(4) 支部は、分会オルグを起点とした運動を進め、組織づくり、交渉（分会）指導、組合員のセーフティネット（相談）機能等の強化を図ります。

(5) 分会は、コミ・ルール改正に対応し、組合員の労働環境、郵便局サービスの健全確保等、最前線の任務を持つことになりました。業対能力・交渉能力の向上に向け、組織作りに全力を挙げます。

II. 働きがいのある職場づくり

1. 「事業づくり・仕事づくり運動」のステップアップ

2. 総対話運動の推進、支部機能の確立に向けて

(1)～(2) 略

(3) 支部活性化指針

① 執行委員定数に見合った任務・事務分担の見直しを行い、円滑な書記局運営に努める。

- ② 支部執行部が参加し、月1回、定例の分会集会を開催する。
- ③ 支部執行部が参加し、定期的に無集配特定局組合員との意見交換の場を設定する。
- ④ 支部執行部は、全無集配特定局に最低年2回訪問し、状況把握に努める。
- ⑤ 事業研究会を全支部に設置し、「事業づくり」運動についての検討を定期的に行う。
- ⑥ 事業セミナーを全支部で開催する。
- ⑦ コミ・ルールの活用状況を把握するため、月1回、各単局窓口の報告を求め、必要な対策を講ずる。

3. 活用してこそこのルール

4. 評価制度の運用がすべて

Ⅲ. 公社をめぐる情勢

1. 公社の経営状況

2. 事業の存続を懸けて

3. 郵政三事業の現状

〈郵便事業〉

- (1) 郵便事業を取り巻く環境は、景気の低迷、IT化の推進や一般小包、メール便における競争激化等により、平成^(2001・2002)13・14年度の2年間で、郵便営業収入は約1,000億円減少しています。このまま推移すれば、事業の縮小再生産の道に陥る恐れもある等、厳しい事業環境が続いています。
- (2) 現在の郵便局ネットワークを維持し、事業の将来展望を確かなものにするためには、小型物品市場における小包のシェアを拡大し、郵便事業全体の収益回復とコスト削減を行い、その財源により競争力強化のための投資的施策を実施する必要があります。
- (3) 平成⁽²⁰⁰³⁾15年度の東北における郵便営業収入は、別後納収入の目標額推進率が98.8%で全国第5位、切手類等収入の目標額推進率が100.4%で全国第2位、営業目標合計で99.5%と全国第5位という状況であり、結果、収入が計画に対して4億2,300万円の不足となりました。
- (4) 平成⁽²⁰⁰⁴⁾16年度の郵便営業推進にあたって集配局と無集配局の連携及び普特連携を図るため、「集配エリア営業の推進」を行うこととしています。また、小包のシェアを拡大するために、「民間宅配便からの奪還」を具体的戦略と位置づけ、「10都市対策」、「自治体・大口事業所対策」、「システム営業の充実」等、全職員が一体となった取り組みを強化することとしています。

〈郵便貯金事業〉

- (1) 平成⁽²⁰⁰³⁾15年度末の郵便貯金現在高は、通常貯金は増加しているものの、定額貯金の満期による払戻超過により、227兆2,994億円と前年度末から⁽²⁰⁰²⁾5兆9,471億円の減少となっており、4年連続で前年を下回っています。
- (2) 郵便貯金事業を取り巻く環境は、景気の低迷による超低金利状態、高齢化の進展に伴

う資金シフト等による貯蓄率の低下等、依然として厳しい状態が続いています。

更には、お客様ニーズの多様化、外資系金融機関や異業種からの金融業への参入等、企業間の競争も激化しています。

- (3) 平成15年度⁽²⁰⁰³⁾の東北における営業推進は、自動払込みが3月、給与預入、年金自動受取が12月に、それぞれ達成しています。また、定額・定期新規預入も97.0%と、概ね順調に計画推進が図られました。

しかし、2月末の業務事故率は、全国平均の0.493パーミルに対して、東北は0.945パーミルと発生率が高いことから、事故防止対策の徹底が必要です。

- (4) 平成16年度⁽²⁰⁰⁴⁾は、「事業の健全経営の確保」と「顧客基盤の充実」を図るため、郵便貯金がメインの利用世帯が8%以上になることを目指して、コンプライアンス、コンサルティング、コストの3Cを基本に取り組むこととしています。

〈簡易保険事業〉

- (1) 簡易保険事業を取り巻く環境は、日本経済の景気低迷による利用者離れ、民間生命保険企業との競争激化等を併せ、主力商品である養老保険等貯蓄型商品の運用利回りの低下等により大変厳しい状況となっています。

- (2) 平成15年度⁽²⁰⁰³⁾の保険金額は、前年度比4.6%減の185兆2,784億円、保険件数が5.7%減の6.850万件、新規契約件数が17.5%減少と、厳しい経営状態となっています。

- (3) 平成15年度⁽²⁰⁰³⁾の東北における営業実績は、保険営業目標93.2%、年金保険157.8%であり、保険営業目標が未達成となりました。また、保険の失効解約率についても、全国平均4.07%に対して、東北は4.20%と目標が未達成となっています。

- (4) 平成16年度⁽²⁰⁰⁴⁾は、より一層のコンサルティングセールスの推進及びコンプライアンスの徹底を図りながら、推進管理を徹底し、事業の至上命題ともいべき収益確保に向け、取り組みを強化することとしています。

IV. 仲間づくりの取り組み

1. 2003年度組織拡大の総括

2. 2003年度組織拡大優秀支部表彰

3. 2004年度組織拡大（パワーアップ）方針

- (1) JPU東北は、雇用と労働条件を堅持し、「責任組合」としての影響力と組織力を一層強化するため、組織拡大を最重点課題に据え、東北を挙げた行動展開を図ります。

- (2) アクションプランの実施により、各職場では非常勤職員の割合が非常に高くなっています。2004年度以降は、非常勤職員を含めた複合型労働力構成に対応し得る組織づくりが必要となってきます。

2004年度は、郵政関係労働者の総結集をめざし、本務者はもとより非常勤職員の組織化に努めます。

- (3) 各機関の任務については、地方本部一県連協一支部一分会の連携を図り、組織分析、

運動課題及び取組状況の分析を的確に行い、一体感のある組織拡大行動を展開することとします。

(4) 今年度も当然、郵政本務者に焦点を絞った組織拡大を展開することを基本として、以下の8点を柱に据えた組織拡大行動を展開することとします。

- ① 2004年度の組織拡大目標は、郵政本務者67%組織の達成を目指します。
- ② 2004年度新期採用者に対する目標は、12月末100%とします。
- ③ 未加入者等については、全ての郵政本務者を対象に、全ての組織で3%(拡大目標数360名)の純増を目指します。
- ④ 非常勤職員の組織化については組織化対象人員の2割組織化に向け、本部方針に基づき、具体的な対策を行うこととします。
- ⑤ 事業団部門については、統合支部と連携を図り、未加入者の一掃に努めます。
- ⑥ 医療部門については、仙台通信病院を重点的に県連協一支部一職場の連携を図り、10%純増に取り組むこととします。
- ⑦ 短時間職員及び再任用職員の100%拡大を目指します。
- ⑧ 2003年度重点支部の取り組みの総括を行い、新たに2004年度重点支部を指定し、地域拡大・強化に努めます。

V. 組織力のアップ

1. ビジョン21の更なる発展に向けて
2. 総合的なセーフティネットの構築
3. 教育宣伝活動の強化とニューリーダーの育成に向けて
4. 青年部運動のステップアップ
5. 国際交流
6. 福祉活動の強化に向けて
7. 連合運動への集中
8. JPUの政策実現の取り組み

VI. 雇用と労働条件の課題

1. 地方交渉の基本スタンス
2. アクションプランに対する取り組み
3. 郵便区調整に対する取り組み
4. 勤務時間見直しに対する取り組み
5. 第54回大会決定「郵政事業政策提言」の取り組み
6. 加入者福祉事業(旧事業団)部門の取り組み

VII. 部門別活動の強化について

1. 輸送部門の取り組み
2. 医療部門の取り組み

Ⅷ. 組織財政の改善改革について

第58回臨時全国大会決定内容及び検討事項については、中央組織財政検討委員会で検討が継続されてきました。

中央本部での確定作業を見極めつつ、的確な検討及び決断が必要となったことから、地方本部執行委員会として慎重な検討を行い、JPU東北としての組織・財政改革を実行することとします。

1. 組織改革について

(1) 地方本部の任務

- ① 地方本部は、現時点における公社の地方組織に対応する組織機構と位置づけられています。組織改革の視点は、より組合員に近いところに地方機関を設置することが到達目標として示されています。
- ② 地方本部の任務は、支社対応を行うとともに、JPU東北の運動に責任を持ち、地本内の運動づくりや組合員サービスに視点をあてた運動の実践と支部指導を行うことにあります。
- ③ 運動づくりの前提条件は、内外の政治・経済・社会情勢、郵政事業を取り巻く環境、雇用環境と労働市場等の情勢認識を一致させることにあります。
- ④ JPU東北は、より組合員に近いところで、組合員指導、組織指導を行うことの重要性を認識し、県連協に専従役員を駐在させる執行体制（各県1名、内局4名）とします。

(2) 県連協の任務

- ① 県連協は、地方本部大会及び地方支部執行委員会決定を受けて、具体的な運動を執行する補助組織です。
- ② 県連協の任務は、支部長会議を軸とした組織運営を行い、情勢認識の一致を図り、「一緒に運動を担う・運動をつくる」ことにあります。
- ③ そのために、県連協に専従役員と非専従役員（事務局長）を駐在させ、任務を遂行させることとします。

(3) 地方本部執行体制等

- ① 第55回地本大会以降の2年間における東北の専従定数は10名（定数9，全国調整1）となりました。
- ② JPU東北の執行権に関わる事項は、全て地方本部執行委員会において企画・立案し、指導することとします。
- ③ 新年度については、以下の役員を配置し、執行にあたることとします。

執行委員長	1名
副執行委員長	1名
書記長	1名
専従執行委員	7名

非専従執行委員	7名
（連協事務局長	6名）
（通送部門	1名）
青年部長	1名
会計監査	3名
県連協配置の会計監査	各県2名

2. 財政改革について

第58回臨時全国大会決定に基づいて、2004年7月1日からの新年度会計は、「一元化会計」となります。中央本部からの交付金により、地方本部（県連協）・支部の財政を賄うことになりました。

組織・財政改革の趣旨を踏まえ、支部交付金については、組織人員に基づいた県連協への総額明示を行うこととしました。各県連協において組織事情・地域事情等を考慮し、支部交付金を確定し、地本大会で決定することとします。

3. 支部設置基準について

〔郵便局支部〕

第58回臨時全国大会決定において、支部設置基準として「400名を基本とした支部再編」に取り組むことが決定されました。

支部設置基準を踏まえた支部再編について検討を開始し、次期第56回定期大会で決定することとします。

〔貯金支部〕

(1) 第54回地本（秋田）大会決定に基づいて、秋田・盛岡・山形・郡山貯金支部は、経過措置要員の配置換をもって、以下のとおり近隣支部に統合し、「分会」とします。

- ① 盛岡貯金支部を盛岡地方支部に統合する。尚、青森センター分会については青森地方支部所属とする。
- ② 秋田貯金支部を秋田中央支部に統合する。
- ③ 山形貯金支部を山形中央支部に統合する。
- ④ 郡山貯金支部を郡山地方支部に統合する。

(2) 関係支部大会においても、支部統合（解散）を提案・確認することとします。

(3) 組織運動や支部交渉を充実させるために、統合先の支部執行委員会定数について「+1名」を特別措置することとします。

〔事業団支部〕

(1) 第5回事業団東北支部大会をもって事業団支部を解散し、以下のとおり近隣支部に統合し、「分会」とします。

- ① 白石簡易保険加入者ホームを白石地方支部所属とする。
- ② 米沢簡易保険保養センターを米沢地方支部所属とする。

- ③ 十和田簡易保険保養センターを上北地方支部所属とする。
 - ④ 盛岡簡易保険保養センターを盛岡地方支部所属とする。
 - ⑤ 一関簡易保険保養センターを一関地方支部所属とする。
 - ⑥ 横手簡易保険保養センターを横手地方支部所属とする。
 - ⑧ 松島簡易保険保養センターを石巻地方支部所属とする。
 - ⑨ いわき簡易保険保養センターをいわき地方支部所属とする。
 - ⑩ 酒田簡易保険総合レクセンターを酒田地方支部所属とする。
 - ⑪ 仙台簡易保険総合健診センターを仙台簡易保険支部所属とする。
- (2) 関係支部大会においても、支部統合を提案・確認することとします。
- (3) 加入者福祉施設分会の中から議長を任命（地本委員長の指名）することとします。

4. 全通東北報労制度の廃止について

ということで決定をみている。この決定の結果、JPU山形県連協のかかわりでいえば、山形貯金支部が山形中央支部に統合され、米沢簡易保険保養センターが米沢地方支部に、酒田簡易保険総合レクセンターが酒田地方支部に属することになる。また、新年度におけるJPU東北地本の役員定数の決定により山形県連協から出す地本執行委員の数は専従1、非専従1となったので、県連協議長の小野寺が専従で、県連協事務局長の逸見が非専従で出ることになった。

なお、活動方針をめぐる質疑のなかで7月11日投票の参議院議員選挙について「郵政民営化阻止の絶対条件であつた」推薦候補者の当選をかちとるという結果となりました」ということが地方本部見解として示され、「郵政民営化阻止に向けた取り組みも、国民世論を巻き込んだ形で出来る体制作りが整ったもの」と受けとめている。

5. 全通東北地本規約のJPU東北地本規約への改正

つぎに、全通信労働組合東北地方本部規約を、全通第58回臨時全国大会における全通信労働組合規約の日本郵政公社労働組合規約への改正に対応するために、日本郵政公社労働組合（JPU）東北地方本部規約に改正することが提案され、

日本郵政公社労働組合東北地方本部規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組合は日本郵政公社労働組合東北地方本部といい、略称をJPU東北という。

(組織の対象)

第2条 組合は、郵政関係労働者及び組合が加入を認めたもので組織する。

(目的)

第3条 組合は、組合員の団結と相互扶助によって、つぎの事項を実現することを目的とする。

- (1) 組合員の労働条件の維持、改善
- (2) 組合員の協同福利の増進

- (3) 組合員の社会的地位の向上
- (4) 郵政事業の健全な発展
- (5) 世界の労働者との協力による労働条件の向上と世界平和の確立
- (6) 前各号の目的達成のため必要な事項

(主たる事務所)

第4条 組合の主たる事務所を、仙台市青葉区一番町一丁目1番34号 日本郵政公社東北支社内に置く。

第2章 組合員

第1節 組合員の資格及び地位の得喪

(組合員となる資格)

第5条 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、信条、性別、門地または、身分によって、組合員となる資格を奪われない。

2 次に掲げる者は組合員となる資格を有しない。

- (1) 監督的地位において人事に関する直接の権限を有する職員
- (2) 監督的地位において使用者の労働関係についての機密に接する職員
- (3) その他使用者の利益を代表する職員

(組合員の地位の取得)

第6条 組合員は、加入によってその資格を取得する。

2 組合員となろうとする者から加入の申込みがあったときは、中央執行委員会においてその許否を決定する。

(組合員の種類と所属)

第7条 組合員は、次の2種類とし、中央本部規約の定めるところによる。

- (1) 本組合員
- (2) 特別組合員

(組合員の地位の喪失)

第8条 組合員は、次に掲げる事由が生じたときは組合員たる地位を失う。

- (1) 死亡
- (2) 退職
- (3) 脱退
- (4) 除名
- (5) 中央本部規約第6条第2項各号の欠格事由
- (6) 中央本部規約第55条第3項の地位喪失事由
- (7) 中央本部規約第56条第2項の地位喪失事由

2 組合員は、前項第2号の事由が生じた場合においても、中央執行委員会の決定により理由及び期間を定め、組合員たる地位の継続を認められたときは、その地位を失わない。

但し、中央執行委員会が地位の継続の必要がなくなつたと認め、地位の喪失を決定したときは、その地位を失う。

(脱退)

第9条 組合員は、組合を脱退しようとするときは、所属支部を経由して、中央執行委員会に対し、文書による脱退届を提出しなければならない。

2 脱退は、前項の定めにより脱退届が提出されたときにその効果を生じる。

第2節 組合員の権利と義務

(組合員の権利)

第10条 組合員は、組合のすべての問題に参与する権利および均等の取扱を受ける権利を有する。特別組合員は、一切の選挙権・被選挙権を有しないものとする。

(組合員の義務)

第11条 組合員は次の義務を負う。

- (1) 規約を遵守し、組合機関の決定に服すること。
- (2) 組合費を納入すること。

(組合員の表彰)

第12条 組合に貢献し、功労のあった者は、議決機関によって表彰される。具体的措置は別途定めることとする。

第3章 機関

第1節 全国大会及び中央委員会

(全国大会代議員、中央委員の選出)

第13条 全国大会代議員の選出については、中央本部から地方本部に割り当てられた定数を、各県連絡協議会ごとの3月1日現在の組合員の比率により接分し(少数点以下は四捨五入)、各県連絡協議会ごとに定数を定め、各県連絡協議会単位の選挙によって選出された代議員を、地方本部の代議員とする。

2 中央委員は、中央本部から地方本部に割り当てられた委員定数により、地方本部を一つの単位とした選挙によって選出する。

第2節 地方大会

(地位及び権限)

第14条 地方大会は最高議決機関とする。

下記の事項については、地方大会の決議により決定しなければならない。

- (1) 規約の改正
- (2) 組合の解散
- (3) 活動方針
- (4) 他団体への加入、他団体との連合およびこれらの団体からの脱退
- (5) 予算および決算

2 前項の第1号および第2号の議決は直接無記名投票による全代議員の3分の2以上の賛成によらなければならない。

3 その他、地方大会の運営は日本郵政公社労働組合議事規程を準用する。

(構成)

第15条 地方大会は、代議員、規約第33条の役員をもって構成する。

(招集の決定)

第16条 地方大会は、執行委員会の決定に基づき、地方本部執行委員長が招集する。

(招集の告示)

第17条 地方大会を招集する場合には、地方本部執行委員会は30日前までに、日時、場所及び議案を、組織機関紙で告示しなければならない。

(定期大会の招集)

第18条 定期大会は、毎年1回、原則として定期全国大会後に招集する。

(臨時大会の招集)

第19条 臨時大会は必要のある場合に随時招集する。

2 地方本部執行委員会は、次の場合には50日以内に臨時大会を招集しなければならない。

(1) 地方委員会において臨時大会の招集請求の決定があったとき。

(定足数、表決)

第20条 地方大会は、構成員3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことは出来ない。

2 地方大会の構成員のうち、代議員以外の者は議決権を有しない。

3 議事は、代議員の3分の2が出席し、議長を除く出席代議員の過半数の賛成をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(代議員)

第21条 代議員は地方大会に出席して、提出された議案を審議し、議決を行う。

2 代議員は、毎年6月、県連絡協議会毎に、組合員の直接無記名投票によって選出する。

3 代議員は、中央本部の定めに基づき、各県連絡協議会を単位に選出するものとする。

代議員は300名に1名の割合とし、端数が151名以上の場合は1名を加える。

基準日は、毎年5月1日の組合員数に基づいて代議員定数を定める。

(運営)

第22条 地方大会の運営は、日本郵政公社労働組合議事規程を準用する。

第3節 地方委員会

(地位及び権限)

第23条 地方委員会は、地方大会に次ぐ議決機関とする。

2 次に掲げる事項は、地方委員会の議決により決定するものとする。

(1) 運動方針に基づく取り組み。

(2) 特別会計支出に関する事項。

- (3) 臨時組合費の徴収。
- (4) その地方大会から付託された事項。

(構成)

第24条 地方委員会は、地方委員、規約第33条による役員をもって構成する。

(招集の決定)

第25条 地方委員会は、地方本部執行委員会の決定に基づき、地方本部執行委員長が招集する。

(招集の告示)

第26条 地方委員会の招集の告示については、第17条の規約を準用する。

(定足数、表決)

第27条 地方委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 地方委員会の構成員のうち、地方委員以外の者は、議決権を有しない。

3 議事は、地方委員の3分の2以上が出席し、議長を除く出席地方委員の過半数の賛成をもって決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(地方委員)

第28条 地方委員は地方委員会に出席し、提出された議案を審議し、議決を行う。

2 地方委員は、中央本部規約の定めに基づき、各県連絡協議会を単位に選出するものとする。委員数は、組合員数500名に1名の割合とし、端数が251名以上の場合は1名を加える。

(運営)

第29条 地方委員会の運営は、日本郵政公社労働組合議事規程を準用する。

第4節 執行委員会

(任務と権限)

第30条 執行委員会は、地方大会及び地方委員会の議決に基づき、組合の業務執行に関する意志決定及び緊急事項の処理をする。

(構成)

第31条 執行委員会は、会計監査員を除いた役員で構成する。

(会議の運営)

第32条 執行委員会は、執行委員長が招集する。

2 執行委員会の議事は、執行委員長が主宰する。

第4章 役員

(役員)

第33条 組合に次の役員を置く。

執行委員長	1名
副執行委員長	1名
書記長	1名

執行委員 若干名
特別執行委員 若干名
青年部長 1名
会計監査員 若干名

(任務と権限)

第34条 役員の任務と権限は次の通りとする。

- (1) 執行委員長は組合を代表する。
- (2) 副執行委員長は、執行委員長を補佐し、執行委員長に事故があるときはその職務を代行する。
- (3) 書記長は、執行業務全般を統轄する。
- (4) 執行委員は、執行委員会の決定により執行業務を分掌する。
- (5) 青年部長は、青年部業務を分掌する。
- (6) 主席会計監査員は、組合業務を監査し、これを統轄する。
- (7) 会計監査員は、組合業務を監査する。

(選出と補充)

第35条 役員は、組合員の中から地方大会において代議員の直接無記名投票により選出する。

- 2 但し、県連絡協議会に配置する会計監査員については、各県連絡協議会の選出に基づき、地方本部大会で承認する。

地方青年部長は、定期地方大会で指名する。

- 3 特別執行委員は、地方本部執行委員長が任命する。
- 4 会計監査員のうち若干名は、地方大会で選出する。
- 5 役員のうち執行委員は、下記のとおり部門別に選出する。

郵政部門

通送部門

(任期)

第36条 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

- 2 役員の任期が満了した後も、後任者が就任するまではその職務を遂行しなければならない。

第5章 組織構成

第1節 総則

(種類)

第37条 地方本部内部に次の組織を設ける。

- (1) 支部

(支部組織の義務)

第38条 支部組織は規約、地方大会、地方委員会の決定、及び地方本部執行委員会の指令・指

示に従わなければならない。

(支部組織の規約)

第39条 支部はこの基準に準じ、自らの規約を定めることができる。

2 支部組織は、規約を定めたとき、及び改正したときには、速やかに中央執行委員会及び地方本部執行委員会に届け出なければならない。但し、その内容が本部規約、地方本部規約に反する場合には、地方本部執行委員会はその訂正を指示することができる。支部組織はこの指示に従わなければならない。

第2節 支部

(設置)

第40条 地方本部に議決執行機関として支部を設置する。

2 支部の設置、統合、分割及び廃止は、すべて地方本部大会において決定するところによる。

(議決機関)

第41条 支部に議決機関として支部大会及び支部委員会を置く。

(執行機関)

第42条 支部に執行機関として支部執行委員会を置く。

2 支部執行委員会定数は、3月1日の組合員数を基準とし、以下のとおりとする。

100名以下	7名
101名以上150名以下	8名
151名以上250名以下	9名
251名以上350名以下	10名
351名以上450名以下	11名
451名以上550名以下	12名
551名以上650名以下	13名
651名以上750名以下	14名

第6章 補助組織

(青年部)

第43条 組合の補助組織として青年部を設ける。

(連絡協議会)

第44条 地方本部は、地方本部の執行を補助するために、原則として各県単位の連絡協議会（略称：県連協）を設置する。

2 設置する県連絡協議会は、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県の6県連絡協議会とする。

3 連絡協議会は、次の役員を置く。

議長 1名

事務局長 1名

会計監査員 2名

(県連絡協議会総会)

第45条 県連絡協議会総会は、総代、規約第45条第4項の役員をもって構成する。

第46条 総会は、毎年、定期地方大会の前に開催することとし、地方本部執行委員長が招集する。

第47条 総代定数は、5月1日の組合員数により算出する。

2 総代定数は、50名に1名とし、端数は25名以上1名とする。但し、55名を上限とする。

3 総代定数の範囲において、輸送支部の総代1名を保障する。

4 総代の選出については、総代定数に基づき、支部毎に接分し、支部長が指名する。

第7章 会計

第1節 組合費

(組合費の種類)

第48条 組合費は定期組合費と臨時組合費とする。

(定期組合費)

第49条 組合費の納入額は、中央本部納入額とする。

2 組合費は月額を単位として定め、これを納入する。

3 組合費の納入は、それぞれの組合員としての資格を取得した日の属する月よりとし、脱退及び除名は、脱退及び除名の日の属する月まで組合費を納入する。

(臨時組合費)

第50条 特別の必要が生じた場合には、地方本部大会又は地方委員会の議決に基づき、臨時組合費を徴収することができる。

第2節 組合費の免除

(組合費、臨時組合費の免除)

第51条 中央本部規約の定めによる。

第3節 会計処理

(会計処理)

第52条 会計分類、寄附金、会計年度、会計処理については、全国大会で定める会計処理規程及び地方本部会計事務処理要領による。

第4節 会計監査

(会計監査)

第53条 組合の会計監査は、会計監査員によって行う。

第54条 会計監査員は、組合の財産の保管状態、会計収支の処理について、会計年度の四半期ごとに監査し、会計の処理について助言を行う。

2 会計監査員は、会計監査を行った後、その結果を公表し、かつ次期の決議機関に報告しなければならない。

3 会計監査については全国大会で定める会計監査規程による

(上部規約の関連)

第55条 この規約に定めない事項は、日本郵政公社労働組合格約を準用する。

(規約の施行)

この規約は、1999年7月23日に改正し、2000年の定期大会時より施行する。

この規約は、2000年7月27日より改正施行する。

この規約は、2002年7月15日に改正施行する。

この規約は、2004年7月13日改正施行する。

という形で承認をえている。

今年役員改選の年であったが、地本執行委員長の野中昭夫、副委員長の大越裕好、泉健吾、吉田進、伊藤雄悦と執行委員の安孫子昌章が勇退し、書記長の鈴木順一が中央執行委員に就任したので、大幅な入れ替えとなったが、とくに副執行委員長の勇退が目立つのはJPU東北規約の改正で副執行委員長の定数が若干名から1名になったことによる。そして、新執行部は各役職とも定数どおりの立候補となったので、信任投票の結果、

執行委員長	星野 光一 (福島・会津高田局・新・専従)
副執行委員長	南部 稔 (宮城・仙台中央局・再・専従)
書記長	西村 智雄 (秋田・秋田中央局・新・専従)
執行委員	上村 裕次 (岩手・仙台貯金JC盛岡貯金課・再・専従)
執行委員	千葉 昌宏 (宮城・仙台貯金JC・再・専従)
執行委員	林郷 俊也 (青森・元青森西局・新・離籍)
執行委員	千葉 富大 (岩手・一関局・新・専従)
執行委員	東海林 悟 (秋田・秋田中央局・新・専従)
執行委員	小野寺 広大 (山形・鶴岡局・再・専従)
執行委員	高萩 健二 (福島・いわき局・新・専従)
執行委員	棟方 哲範 (青森・青森中央局・新・非専)
執行委員	阿部 智 (岩手・盛岡中央局・新・非専)
執行委員	小田島 光夫 (宮城・仙台簡保JC・再・非専)
執行委員	曾我 章生 (秋田・秋田中央局・新・非専)
執行委員	逸見 康裕 (山形・山形中央局・再・非専)
執行委員	佐藤 勝彦 (福島・郡山局・新・非専)
青年部長	今野 裕道 (山形・山形南局・再・非専)
会計監査	三浦 和彦 (福島・保原局・再・非専)
会計監査	大友 俊道 (宮城・仙台貯金JC・再・非専)
会計監査	工藤 幸美 (青森・相馬局・再・非専)

という顔触れが選出されている。

なお、JPU東北地本大会は、内閣総理大臣小泉純一郎あてに、

内閣総理大臣

小泉純一郎殿

イラク多国籍軍からの即時撤退を求める決議

イラク暫定政府に主権が移譲された6月28日以降も、治安の悪化は改善されるどころか全土的に泥沼状況にあります。

貴殿は、国会に諮ることなくブッシュ大統領に多国籍軍への参加を約束したことは、国会軽視、国民無視の暴挙と言わざるを得ません。

私たちJPUは、世界で唯一の被爆国として戦争の悲惨さを深く胸に刻み、世界平和に向けたメッセージを発信し続けて参りました。同時にイラク国民自身の手による復興と、民主的な政府が一日も早く樹立されることを心から望むものです。

6割の国民が多国籍軍への自衛隊参加に反対しており、先の参議院議員選挙でも大きな争点となりました。私たちは平和を愛する者として、極めて問題の多い多国籍軍から自衛隊の即時撤退を強く求めます。

2004年7月14日

日本郵政公社労働組合東北地方本部第55回定期大会

という決議文を送付するとともに、大会アピールとして、

大会アピール

本州の最北端にあり、三方を海に囲まれ、豊かな自然と文化に恵まれた青森の地でJPU東北地方本部第55回定期大会を開催し、新たな一歩を踏み出した。

私たちは、「全通東北」の良きDNAを引き継ぎ、そして、事業政策を機軸とした運動を前進させ、事業の発展と持続的な雇用の確保を図り、公社に対応できるJPU東北を創り上げることを確認した。

公社経営を取り巻く環境は、景気の低迷や競争・競合の激化、IT化により厳しい状況が続いている。また、労働環境は、郵便新生、アクションプラン等により、大きく変化している。

第20回参議院選挙は、内藤正光氏の当選を勝ち取ることができた。民主党も躍進を果たした。しかし、政府自民党は議席を減らしながらも、小泉政権は居座り、郵政民営化を推し進めようとしている。

JPU東北は、「三事業一体・全国ネットワーク・ユニバーサルサービス」を堅持し、郵政三事業の発展と公社の健全経営を果たし、組合員の雇用確保に全力を上げる。

北海道旭川の地で、白いキャンパスにJPUの文字が描かれた。

勇敢華美なねぶたが街を練り歩く「青森ねぶた祭」のように、組合員が心をひとつにしたJPUを創り上げ、全支部で「私たちの未来づくり宣言」の具体化に着手し、組織強化を図ることとする。

21世紀の新たな労働運動づくりに歩みだし、未来へ挑戦するのは私たち自身である。

2004年7月14日

日本郵政公社労働組合東北地方本部第55回定期大会という文言のものを発している。なお、このアピールにおいて参院選比例区の当選者を内藤正光としているが、JPUがこの選挙の比例区で推薦したのは小林正夫と内藤正光の2人であったことはすでにみたとおりであり、2人とも当選をえている。ただ、地域割の関係でJPU東北が重点的に推したのは内藤正光であったからである。

さて、このあとJPU山形における2004年度の労働運動の展開ということになるわけであるが、ここで一応擱筆することにする。その1つの理由は全連の名前が消滅したからであり、これからはJPU東北労働運動としてとりあげるべきであるからであるが、もう1つの理由は、私が2011年3月に東北学院大学を定年で去るために本論集に連載を続けることができなくなったという事情のためでもある。これから小泉純一郎のもとで郵政民営化が実施されることになるわけであるが、それを論ずるには他日を期すか、全く別の研究者によってなされる必要があると考える。郵政民営化にいたる過程をきちんとした記録に留めることは現代史において大きい意味を有するが、それに対していかなる歴史的評価を下すことができるか、まだ日が浅いという思いが私にはある。

ここでは、むすびにかえて、2つほど余話をあげておくことにする。

〔余話1〕 小泉又次郎と小泉純一郎

例の郵政選挙といわれた2005年夏の衆議院選挙のさなか、それとはまったく関係なしに、世界大恐慌の山形県への波及を知るために、当時の『山形新聞』のマイクロ・フィルムを操っていたところ、同紙の1929年12月19日夕刊の第一面トップに載っている、

提唱悉く蹂躪され

小泉通相も引退か

只一つの電話民営案も不成立

病気を理由にして

という見出しの記事が目についた。「小泉通相」とは、当時の民政党の浜口雄幸を首班とする内閣（1929年7月2日～1931年4月13日）の通信大臣小泉又次郎であり、小泉純一郎の祖父である。通相は、1930年7月1日の閣議で、

- 一、電力統制
- 二、郵便貯金利子引下げ
- 三、小児保険
- 四、国際無線電信施設
- 五、電信電話半官半民計画

という五大政策の実現を打ち出した。ちなみに、電力事業は、当時、通信省所管であった。また郵便貯金利子引下げは、1927年の金融恐慌以来の恐慌で破綻する銀行が続出し、弱小銀行の預金が郵便貯金に流出する傾向がみられたことへの配慮であろうか。小児保険は簡易保険の小児への適用であるが、これには商工省と一般保険会社の猛反発を招いた。国際無線通信施設は長波から

短波への切り替えの問題である。さらに、電信電話半官半民計画は、1952年の日本電信電話公社（現NTT東日本・NTT西日本・NTTドコモなどの前身）によって実現されることになる。

こうしてみると、小泉純一郎の郵政民営化は祖父小泉又次郎の執念の継承のようにみえて興味深い。当時の逋相の五大政策は、関心はもたれながら、すべて骨抜きにされ、実現されなかったことから、逋相は病気を理由に引退を表明したというのがこの記事である。このとき逋信政務次官中野正剛も辞意を表明したが、逋相は中野の慰留に努めている。結局、逋相も辞任せず、1931年4月13日、テロで負傷して治療中の首相の浜口が辞職してのち、これを継いだ同じ民政党の若槻礼次郎の第2次内閣（1931年4月14日～12月11日）でも逋相の任にあった。

ところで、小泉又次郎には男子がいなかったため、逋信省・内務省の官僚であった鮫島純也を長女芳江の婿養子とする。この2人の間の生まれたのが、小泉純一郎である。純一郎の父の小泉純也は、池田勇人の第3次内閣（1963年12月9日～1964年11月9日）の途中からと、佐藤栄作の第1次内閣（1964年11月9日～1967年2月17日）の初期に引き続いて防衛庁長官の任にあった。

こうしてみると、小泉家の家存戦略が、祖父又次郎の執念を孫純一郎に郵政民営化という形で実現せしめたということになる。

〔余話2〕 全逋の「逋」の由来とその推移

全逋、すなわち全逋信労働組合の前身である全逋信従業員組合が逋信労働者の全国組織として成立したのは、1946年5月31日であったが、当時、逋信労働者の所轄官庁は第2次世界大戦の敗戦間近かの1945年5月19日に内閣に設置された逋信院であったからである。なお、逋信院は、全逋の成立後、間もない1946年7月1日に逋信省に復している。ここで復したというのは、逋信省は、1885年12月22日、太政官制度にかわって内閣制度が発足したとき設置されたものであるが、そのとき農商務省から逋通局と管船局が、また、この日に廃止された工部省から逋信局と燈台局が移管されている。そして、逋通局の「逋」と逋信局の「信」を合わせて逋信省となったのである。「逋」の正字は「逋」であるが、「かわる（かわりあう・いれかわる）」、「たがいに（かわるがわる）」、「つたえる、おくる（しだいにおくる）」といったことから、「しゅくば（伝逋）」、「しゅくつぎの車馬」といった語義があり、「逋信」といえば、「逋信を順次に伝達すること」になる。

ただ、その逋信省が成立するまでには前史がある。

維新政権は、いまだ明治と改元（1868年旧9月8日）される以前の1868年旧1月17日、三職七科の制を定め、内国事務科に京畿の庶政、諸国の水運・陸運・逋路の事務を担当させたが、1868年旧2月3日、三職八局に官制を改めたとき、それらの担当を内国事務局とした。1868年旧閏4月21日、政体書の発布にもとづき、行政機関の1つとして会計官が設けられたとき、そのもとに逋通司が置かれる。1869年旧4月8日、民部官が設立されると、逋通司は会計官から民部官に移管されるが、1869年旧7月8日、民部省が設置されると、逋通司はその所管となる。また、1869年旧8月12日、民部・大蔵両省が合併すると、逋通司の所管はそのもとにあったが、1870年旧7月10日、民部省と大蔵省が分離すると、逋通司は民部省の所管になる。しかし、1871年旧7月27日、民部省が廃止されると、逋通司は大蔵省の所管となり、1871年旧8月10日、逋通寮に改められる。

このとき、各駅の伝馬所（旧問屋）を廃止し、各地に新設された陸運会社によるその業務を行なわせるが、1873年旧5月から信書の通送を駅逓寮以外が行なうことを禁じたことで郵便制度の確立をみる。なお、政府は、この間、1872年旧12月3日をもって太陽暦を採用し、この日を1873年1月1日としている。

1874年1月9日は駅逓寮は内務省に移管され、1875年1月に外国郵便、郵便為替、1875年5月に貯金の業務を開始したが、1877年1月11日に駅逓寮は駅逓局に改められ、1881年4月7日、農商務省が新設されると、駅逓局はそこに移管される。そして、1872年12月16日、郵便条例が公布され、1873年1月1日から執行されたことで、全国均一の郵便料金となり、1870年から駅逓局貯金と呼ばれるようになっていた貯金の取扱いが全国の郵便局で行なわれるようになると、1875年12月22日、内閣制度の発足による通信省の新設にともない、さきにみたように駅逓局はそこに移管される。

つぎに電信であるが、1869年旧7月8日に設置された民部省は、1870年旧7月10日に伝信局を設けているが、1870年旧10月20日に工部省が発足すると、伝信局はそこに移管される。1871年旧4月に伝信局は伝信機掛と改称され、さらに1871年旧5月10日には伝信掛、1871年旧8月14日には電信寮と改称される。そして、1877年1月11日には電信局となり、1885年12月22日、内閣制度の発足にともない工部省が廃止され、通信省が発足すると、電信局はすでにみたように通信省に移管される。

また、1869年旧1月16日、神奈川県から燈明台（要するに燈台）が、1868年旧4月21日の政体書にもとづき設立されていた会計官に移管されたが、1869年旧4月6日、やはり政体書にもとづく外国官に移管され、1869年旧7月8日、外国官が外務省になると、その所管に移された。しかし、1869年旧9月19日、当時、合併していた民部・大蔵省に再び移管されて燈明台局と改称される。民部・大蔵省が分離されると、燈明台局の所管は1870年旧7月13日、民部省に移り、1870年旧10月30日、工部省に移管される。めまぐるしいたらいまわし状態であるが、工部省では1871年旧5月10日に燈明台掛と改称され、1871年旧8月14日にはさらに燈台寮と改称されている。1877年1月11日に燈台寮は燈台局となったが、1885年12月22日の工部省の廃止と通信省の発足にともない、すでにみたように通信省に移管されている。

さらに1887年4月7日、農商務省が発足したときに設けられた商務局から、1882年4月7日、管船局が分離するが、1885年12月22日の通信省の発足にともない、管船局は通信省に移管されている。

こうして1885年12月22日、新設の通信省に駅逓局、電信局、燈台局、管船局が設置されたが、駅逓局は「郵便、郵便振替、貯金預金、局中事務、計算」を、電信局は「内外電信ト其設計、電機ノ施設保守、製造及試験・学校」を、燈台局は「燈台、燈船及航路標識」を、管船局は「航路標識、航路・船舶・海員・水運及保護、海事会社ノ監督」を主管した。このあと、1887年3月11日に、駅逓局と電信局が、「郵便、電信業務、經理」を主管する内信局と「外国郵便、外国通信、外国為替」を主管する外信局と「電信ニ関スル工事」を主管する工務局と「為替、貯金」を主管

する為替貯金局に編成替えされたが、1890年7月1日には内信局と外信局と工務局が「郵便及小包郵便」を主管する郵務局と「電信」を主管する電務局に再編成されるとともに、為替貯金局が「郵便為替及郵便貯金」を主管する郵便為替貯金局に改称される。この結果、小包郵便の取扱が始められるとともに、駅通局貯金と呼ばれていたものが郵便貯金と呼ばれるようになる。なお、ここでは煩瑣になることを避けるため、とりあげる部局は現業部門に限定することとし、大臣官房、会計局、総務局、監査局など直接現業にかかわらないものは省略している。

1891年8月16日には郵便為替貯金局が外局の郵便為替貯金管理所として「郵便為替及郵便貯金」を主管することになる。また、同日、燈台局が管船局に統合されるとともに、航路標識管理所が発足する。

1892年7月21日には内務省から通信省に鉄道庁が外局として移管されるが、その主管するところは「官設鉄道ノ布設工事並其運輸、私設設置ノ許否並其布設工事・運輸及營業ノ監督」であった。

1893年11月10日には郵務局と電報局が統合されて「郵便、小包、為替、貯金、電信、電話」を主管する通信局となり、また、同日、外局の鉄道庁が内局の鉄道局となって「官設鉄道ノ敷設・保存・運輸・官設鉄道ノ歳入歳出予算・決算・出納、私設ノ許監督」を主管することになる。また、同日、内局であった航路標識管理所が外局となっている。

1896年8月18日、附属機関として海員養成所が設置される。

1897年8月18日には通信局が「郵便、小包、為替、貯金、陸運事業監督」を主管する郵務局と「電信、電話、電気事業監督」を主管とする電務局に分離される。また、同日、鉄道作業局が外局として設置され、「官設鉄道建設保存及運輸」を主管とする。

1898年11月1日には前年に分離した郵務局と電務局が再び統合され、「郵便、小包、為替、貯金、電信、電話、陸運及電気事業監督」を主管とする通信局となる。また、同日、電信燈台用品製造所が設置され、「電気用品航路標識用品ノ製造及修繕工事」を主管とする。

1903年12月5日、外局の郵便為替貯金管理所がその主管事務である「郵便為替及郵便貯金」を通信局に移して廃止される。

1906年5月24日、臨時鉄道国有準備局が設置され、「鉄道国有ノ準備ニ関スル事務」を主管とする。また、1906年4月1日、外局の鉄道作業局が「国有鉄道ノ建設・保存及運輸並附帯ノ業務ヲ掌ル」ことを主管とするやはり外局の帝国鉄道庁に改編される。そして、1908年12月6日、内局の鉄道局と外局の帝国鉄道庁が内閣鉄道院へ移管され、また、1909年7月24日、臨時鉄道国有事務局が廃止される。ちなみに内閣鉄道院は1920年5月15日に鉄道省に昇格する。

1909年7月24日には、電気局が設置され、「電気ノ取締、電気測定器ノ検定、発電水力」を主管とする。また、同日、郵便貯金局が設置され、「郵便貯金、郵便、為替」を主管とする。

1910年4月18日、臨時発電水力調査局が外局として設置され、「発電水力ノ調査」を主管とするが、その事務は1917年2月12日に設置された「電気及海事ニ関スル調査」を主管とする臨時調査局に1917年2月14日に移管される。

1913年6月13日には郵便貯金局が為替貯金局に改編され、「郵便為替、郵便貯金、年金、恩給」

を主管する。

なお、1916年3月31日、電信燈台用品製造所が廃止されている。

1917年10月1日、戦時船舶管理局が設置され、「戦時船舶管理」を主管する。

1919年5月15日、大臣官房の一部が改編され、「本省所管ノ経費及諸収入、予算・決算並会計、会計ノ監査、電信電話用品ノ製造及修繕ノ作業等」を主管する経理局が設置される。

1918年6月10日には付属機関として電気試験所が設置される。

1920年5月9日には臨時調査局と戦時船舶管理局が廃止される。

1920年10月2日に為替貯金局が貯金局に改編され、「郵便為替・郵便貯金及年金恩給ノ給与並各官庁ノ徴収スル歳入金ノ受入及歳出金ノ操替払渡ニ関スル事務」を主管する貯金局となる。また、同日、簡易保険局が設置され、「簡易生命保険及郵便年金ニ関スル事務」を主管する。さらに、同日、臨時電信電話建設局が設置され、「電信及電話ノ建設」を主管する。

1923年4月1日には陸軍省より航空局が移管され、外局として「航空ノ取締、航空ニ関スル事業ノ保護・奨励及監督、航空ニ伴フ施設」を主管するが、1924年11月25日に内局となっている。ちなみに航空局は1920年8月に航空局管制が施行されたとき、陸軍大臣の管理下に置かれ、軍航空を除く航空事業の指導・奨励・監督その他一般航空行政を管掌していたが、これが通信省に移管されたわけである。

1925年5月13日に通信局が、「郵便、小包、郵便」を主管する郵務局と「電信、電話、日本無線株式会社」を主管する電話局と「電信・電話ノ建設及保存ノ工事」を主管する工務局に分離するが、同日、臨時電信電話建設局の主管事務は工務局に継承される。

1925年9月12日、航路標識管理所の主管事務を継承して燈台局が設置され、「燈台其ノ他ノ航路標識ノ工事・保守及用品ノ作業」を主管する。

1938年1月11日、管理局が設置されるが、これは、同日、簡易保険局が内務省から分離して新設された厚生省に移管されたために、通信省として必要とする「簡易生命保険、郵便年金、従業員ノ保険衛生及養成」を主管するものである。

1938年2月1日、内局の航空局が主管事務をそのままにして外局となっている。

1938年5月6日、電力管理準備局が設置されたが、これは「政府ニ於テ行フ電力管理ノ準備ニ関スル事務」を主管するものである。そして、1939年4月1日、電気局と電力管理準備局を統合して外局の電気庁が設置され、「電力管理法ニヨル電力管理、発電水力、日本発送電株式会社監督、電気事業ノ監督・取締・検定」を主管するが、その第一部が「電気事業監督、電力料金、発電電力」を、第二部が「政府管理ノ発電及送電設備ノ建設及変更」を所管することになっている。

1939年4月1日には付属機関として海員養成所と中央航空研究所が発足している。

1939年9月12日には航路標識管理所が外局の燈台局になる。

1941年12月19日には内局の管船局と外局の燈台局が統合されて外局の海務院となる。

1942年11月1日には、管理局と経理局が統合されて「総合計画及調整、所管予算決算並会計」を主管する総務局となる。また、同日、厚生省から移管された簡易保険局が外局として「簡易生

命保険、郵便年金」を主管する。さらに、同日、外局としての電気庁が内局としての電気局となり、「電力管理法ニヨル電気事業、監督取締、検定、発電水力」を主管する。

1943年11月1日、通信省は廃止され、この日設置された運輸通信省の外局通信院に総務局、郵務局と電務局を統合した業務局、工務局、貯金局と簡易保険局を統合した貯金保険局が移管される。そして、同日、通信監督局が新設される。その後、通信院内に1944年4月1日に電波局と防衛通信施設局が設置される。

1943年11月1日、電気局は同日発足の軍需省に移管される。また、同日、海務院と航空局、さらに船舶試験所、海員養成所、中央航空研究所、電気試験所、海員審判所は運輸通信省に移管される。

敗戦直前の1945年5月19日、運輸通信省の外局通信院は内閣の通信院となる。通信院には総務局、業務局、工務局、貯金保険局、通信監督局、電波局、防衛通信施設局が移管されるが、敗戦直後の1945年10月24日、業務局は郵務局と電務局に分離されるとともに、防衛通信施設局は電気通信復興局と改称され、通信監督局は廃止されている。そして、1945年12月31日に電波局の所属として航空保安部が設置されている。1946年5月31日、全通信従業員組合が結成されたのは、このような状況のもとにおいてのことであった。

1946年7月1日、通信省官制が出され、通信省は復活する。その時点で通信院から郵務局、電務局、工務局、電波局、貯金保険局、航空保安部が移管されるが、郵務局は「郵便及ビコレニ附帯スル業務ニ関スル事項」を、電務局は「電気通信、国際電気通信株式会社ニ関スル事項」を、工務局は「電気通信施設ノ建設及ビ保存ニ関スル事項」を、電波局は「電波統制、電波技術、標準電波、標準電波施設ノ建設・保存、公衆通信以外ノ無線電気通信ニ関スル事項」を、貯金保険局は「郵便為替、郵便貯金、簡易生命保険、郵便年金、年金及ビ恩給ノ支給ニ関スル事項」を主管し、航空保安部は航空課および保安課の2つの課から成っている。このあと、1947年4月22日に貯金保険局は貯金局と簡易保険局に分離され、また、1947年5月25日に国際電気通信施設部が、1947年6月6日に電気通信施設事務所が新設されている。なお、通信省は1949年6月1日に郵政省と電気通信省に分離されることになり、廃止されている。

1949年6月1日、通信省の解体によって郵政省が発足する。郵政省は郵便、郵便貯金・郵便振替、簡易生命保険の三事業を経営するが、そのために本省に郵務局、貯金局、簡易保険局が設置されている。1952年8月1日、電気通信省が廃止され、日本電信電話公社が設置されると、電気通信に関する行政事務が加わり、電気通信監理官と電波監理局が新設されたが、1980年7月1日には電気通信監理官を廃し、電気通信政策局が設置され、1984年7月1日には機構改革にともない通信政策局、電気通信局、放送行政局が設置されている。

1949年6月1日の通信省の解体で電気通信省が発足したが、内局としての業務局と施設局、外局としての電波庁と航空保安庁によって業務が行なわれていた。しかし、1950年6月1日、総理府に電波監理委員会が設けられると電波庁は廃止される。1952年8月1日、日本電信電話公社の発足にともない、電気通信省と電波監理委員会は廃止され、電信電話事業は日本電信電話公社に、

監理行政は郵政省に移管されている。

ところで、1998年6月9日に制定された中央省庁等改革基本法に基づき郵政省が廃止されることになり、郵政省の事業は、新たに設置される総務省に移管されることになった。そして、1999年7月16日に制定された総務省設置法にもとづき、2001年1月6日の省庁再編において郵政事業の企画・立案部門は総務省郵政企画管理局に、実施部門は総務省の外局である郵政事業庁に移管されている。そして、2002年7月31日制定の日本郵政公社法にもとづき、2003年4月1日に日本郵政公社が発足し、郵政三事業はそこに移管されている。このあと2005年10月14日の郵政民営化法の制定にもとづき、2007年10月1日に政府出資100%の日本郵政株式会社のもとに、郵便局株式会社（窓口ネットワーク会社）、郵便事業株式会社、郵便貯金銀行（ゆうちょ銀行）、郵便保険会社（かんぽ生命保険）および独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に分割されたのである。

この項の執筆にあたっては『国史大辞典』全15巻（吉川弘文館、1979年3月～1997年2月）の当該項目、戦前期官僚制研究会編。秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』（東京大学出版会、1981年11月）に依拠するところが大きい。